



東京歯科保険医新聞

国民とわれわれ歯科
医師が共同して保険
診療を充実させよう

保険証問題、高額療養費制度、物価高騰…積もる課題の解決へ

社会保障充実に向け 秋の運動へ

選挙となったのではないだろうか。保険医協会・医会としては、医師・歯科医師、医療現場の立場から今後も正しい情報提供を行い、分断や対立を煽るのではなく、社会保障の充実に向けた働きかけを行う必要があるだろう。

オンライン署名が展開されており、医療現場からの声と国民の声を結びつける取り組みが進む。そして、来たる9月25日には「いのちまもる総行動」が予定されており、社会保障の立て直しを掲げた全国規模の集会が行われる(詳細11面)。歯科医師の立場から地域医療を守る役割を再確認し、患者・国民と共に医療現場を守り、未来を築く決意を新たにす

場として、会員の先生にもぜひ参加いただきたい。秋の運動は、国会と世論の双方に働きかけ、医療・社会保障の充実を求める重要な局面となるだろう。

7月に行われた参議院選挙は、社会保障制度の在り方を問う契機となった。全国保険医団体連合会(保団連)は、事前に主要各政党へのアンケートを実施。医療・社会保障の充実、高額療養費制度改悪の撤回、健康保険証の新規発行復活、医薬品を保険給付から外さないことなど、医療分野に対する各党の考えを問う、積極的な情報発信のもと世論喚起に努めた。

選挙の結果、与党は6月の東京都議選に続き、参院選でも過半数を割る大幅な議席数減となった。これには国民の不安、不満が浮き彫りになったと見る事ができよう。一方で、社会保障制度の縮小を掲げる政党もあり、少なからず今後の社会保障の在り方が問われる選挙となったのではないだろうか。保険医協会・医会としては、医師・歯科医師、医療現場の立場から今後も正しい情報提供を行い、分断や対立を煽るのではなく、社会保障の充実に向けた働きかけを行う必要があるだろう。

こうした情勢を踏まえ、協会でも秋から冬にかけての運動が本格化する。保団連を中心に、医療機関への財政措置や、2026年度診療報酬改定に向けた大幅な引き上げ要求を柱とした運動の議論が進む。資格確認や窓口負担増加など、じかに患者への影響が及ぶ課題については、患者に対する周知も重要な位置付けとなるだろう。

保険証復活・OTC・高額療養費…課題は山積
保団連、全国の保険医協会・医会とは従来から健康保険証の存続や併用を求める署名に取り組んできた。保険証廃止による混乱や患者の不安を背景に、全国の医療現場からは健康保険証復活を前提に「資格確認書の全量交付」や「無保険者を生まない仕組み」の整備などを求める声があがっている。自治体や国への働きかけ、待合室での情報提供などを通じ、患者の受診を妨げない環境を作らなければならない。

また、社会的にも注目されるOTC類似薬の保険外しや高額療養費制度について、物価高騰の中でさらなる自己負担の増加は患者にとって大きな痛手となる。各地で患者団体との連携や

日々、歯科医療に携わり、患者さんの口腔の健康を守っておられる先生方に、心より敬意を申し上げます。私は協会の組織部長として、各部と連携して会員の皆さまが安心して診療に専念できる環境づくりに取り組んでいます。

寄与し、先生方が診療に専念できる環境を整えます。協会は、保険診療に携わる多くの歯科医師が入会している団体です。次々と変わる保険診療のルールを的確に会員の皆さまにお伝えすることだけでなく、電話相談による保険診療・届出・労務管理に関するサポートの実施、施設基準やスタッフ教育、歯科訪問診療の導入に役立つ各種研究会を開催。保険診療や労務管理に役立つ書籍の提供、保険請求解説や症例解説が閲覧できる電子書籍「デンタルブック」の利用、機関紙やメールニュースなどさまざまな形で会員の皆さまの診療と経営を支える活動を行っています。

最近では、東京都の物価高騰緊急支援金など各種支援金・助成金に関する問い合わせも増えており、歯科で活用できる助成金の情報も提供しています。さらに、新規個別指導や集団的個別指導をはじめとする指導対策、患者さんとのトラブル対応の相談ができるのも協会の大きな強みです。

また、会員だけが加入できる3大共済制度として、お手頃な掛金で大きな保障が備えられる「グループ生命保険」に掛け捨てではなく再発時にも給付される「休業保障」に安定した資産形成ができる「保険年金」で、会員の生活を支援しています。これらにより、孤立しがちな歯科医院の経営に「安心」をお届けしています。

また、協会は6千名を超える会員の声を集め、行政や国会議員に診療報酬や各種制度の改善を要望するとともに、意見交換を積み重ねることで診療の現場を守り、患者さんへのより良い医療を届ける活動も行っています。

私を含め役員全員が一會員であり、かつ都内で診療している歯科保険医であることから、会員と同じ目線で診療と生活を守るために活動します。一人では難しくても、現場の多くの声が集まれば、大きな影響力を持つて明るい歯科医療の未来を形作る事ができます。

もし今、「保険請求や施設基準などの情報不足で不安」「医療DXが複雑すぎてついていけない」「労務や患者トラブルの悩みを相談できる相手がいらない」と感じている先生がいらっしゃいましたら、ぜひご入会

ください。そして、身の回りにそうした先生がいらっしゃる場合はぜひご紹介ください。

東京歯科保険医協会
組織部長 福島 崇

研究会・行事のご案内は5面へ
協会へのお問い合わせは ☎03-3205-2999

開業を控えた先生に向けた「新規開業医講習会」や助成金申請のポイントがわかる「助成金セミナー」も！

探針
患者への付き添いの様子が変わった。私が開業した30年前は、自院に小児患者が多かったこともあり、付き添いといえは幼児に保護者が伴うケースがほとんどで、回を重ねれば必要なくなるものだった。いつ頃からか、日本語が理解できない患者が来院した際、その通訳として同伴する人が増えてきた。当初は東アジアの方が大半だったが、現在はあらゆる国の人たちが来院する。このケースも2回目以降は翻訳アプリでの対応も有効である。そして、この数年、目立って増えてきたのが、高齢の患者への付き添いである。四肢が不自由なケースもあれば認知機能に衰えが出ており、一人での来院が難しくなったケースも多々ある。以前は送り迎えだけでその後は待合室で待たれていた家族が、最近はユニットの傍らで診療を見守りたいと希望する方が増えた。治療計画や費用の説明をする際はこちらからお呼びする場合もあるので問題はないが、処置中の手元をジッと見つめられるのはいささか落ち着かない。(K)

発行所
東京歯科保険医協会
〒169-0075
東京都新宿区高田馬場1-29-8
いちご高田馬場ビル6階
電話 03(3205)2999
振替口座 00180-0-118231
購読料 年6,000円
(会員の購読料は会費に含まれています)

保険診療の請求事務、返戻・減点、指導、経営・税務、共済制度などについてのご相談はお気軽に協会まで。 ☎03(3205)2999 FAX03(3209)9918

■集团的個別指導 平均点数と選定医療機関数

レセプト1枚当たりの平均点数 (2024年度平均点数)	1,225点
基準平均点数(平均点数×1.2)	1,470点
集团的個別指導に 選定された医療機関	1,471点以上 (645医療機関)

○関東信越厚生局(東京事務所)開示資料より

平均点数の算出に使用されるレセプトは、社会保険と国民健康保険の一般および後期高齢者分となる。

協会は関東信越厚生局に対して行った開示請求によると、2024年度のレセプト1枚当たりの平均点数は1千225点であり、平均点数が1千471点以上の医療機関645件が集团的個別指導に選定された。

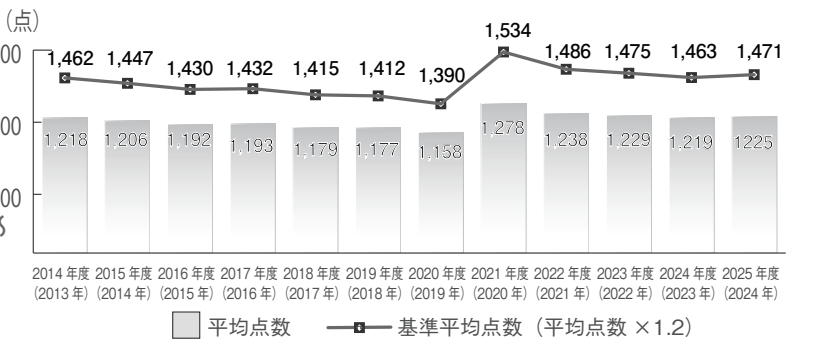
今年度の集团的個別指導は、9月11日(木)、同12日(金)の2日間にわたり実施される。8月8日に関東信越厚生局東京事務所が対象者に指導通知を送付した。

対象は 1,471 点以上

集团的個別指導

9月11・12日実施

集团的個別指導の平均点数および基準平均点数(実施年度/レセプト対象年)



◆社保研究会を開催
協会は8月28日に「2025年度個別指導、集团的個別指導を知る」をテーマとする社保研究会を開催した。集团的個別指導をはじめ、個別指導の現状にも触れながら、平均点数や選定理由などを説明。さらに、開示資料から読み取れる傾向と対策を中心に、どのように指導が実施されているかを説明した。

後期高齢者 2割負担 配慮措置 9月末で終了予定

2022年10月1日より、75歳以上で一定の所得がある患者は、医療費の窓口負担割合が2割負担となった。厚生労働省は、制度変更による急激な負担額の増加を軽減するため、時間的に配慮措置を設けていたが、9月30日でこれが終了予定となっている。

2割負担の患者は窓口負担が引き上げられるため、10月1日以降に来院する75歳以上の患者については、注意が必要となる。

配慮措置とは、窓口負担割合の引き上げに伴う1カ月の外来医療における負担増加額を3千円までに抑えるもの(入院医療費は対象外)。具体的には、1割負担の場合と比較した際の1カ月分の負担増が最大3千円になるよう、窓口負担の

- ※1 6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 0.1
- ※2 通常の高額療養費制度における 2割負担対象者の外来医療での自己負担上限額(通常の外来上限)

上限額を「1割負担+3千円」(※1)または「1万8千円」(※2)のいずれか低い額とする。10月以降は、高額療養費の上限額である1万8千円まで、2割負担になる。物価高で国民の生活が苦しい中での負担引き上げで、患者の受診抑制が懸念される。

2025年9月 歯科用貴金属の随時改定情報

歯科用貴金属の随時改定により、9月から歯科鑄造用12%金銀パラジウム合金(金パラ)の告示価格は、1g当たり3,299円から3,445円へ引き上げられた。30g当たりでは9万8,970円から10万3,350円へ引き上げとなる。金パラのほか、14カラット金合金も引き上げとなった。なお、銀合金、メタルコアは変更なし。詳細は下記の表のとおり。

表：歯科用貴金属の随時改定に伴う点数および材料料

材料	区分		点数
			9月～11月
金銀パラジウム合金	インレー(単純)	前歯・小臼歯	474
	インレー(複雑)		848
	4分の3冠		1,064
	5分の4冠		1,004
	全部金属冠		1,327
	インレー(単純)	大臼歯	606
	インレー(複雑)		1,053
	5分の4冠※1		1,276
	全部金属冠		1,672
	接着冠	前歯	1,062
		小臼歯	1,002
		大臼歯	1,274
	根面被覆	前歯・小臼歯	477
		大臼歯	609
	レジン前装金属冠※2	前歯(ブリッジ支台)	2,255
		前歯(ブリッジ支台以外)	2,251
		小臼歯	2,181
	鑄造ポンティック	小臼歯	1,485
		大臼歯	1,830
	レジン前装金属ポンティック	前歯	2,019
		小臼歯	1,685
	双子鉤(鑄造鉤)	大臼歯	1,890
		犬歯・小臼歯	1,133
	二腕鉤(鑄造鉤)(レスト付)	小・大臼歯	1,376
		前歯	858
銀合金	接着冠	犬歯・小臼歯	906
		大臼歯	1,006
		前歯	555
	コンビネーション鉤	犬歯・臼歯	579
		大臼歯	629
	キーパー付き根面板	前歯・小臼歯	1,344
		大臼歯	1,549
	鑄造バー	前歯・小臼歯	1,344
		大臼歯	1,549
	ローチのパークラスプ	1歯	2,247
		2歯以上	1,356
	二腕鉤(鑄造鉤)	1歯	1,376
		2歯以上	1,376
14カラット金合金	インレー(単純)	前歯	209
		小臼歯・前歯・乳歯	321
		4分の3冠(乳歯除く)	414
	全部金属冠	5分の4冠(乳歯除く)	354
		全部金属冠	512
		インレー(単純)	218
	インレー(複雑)	大臼歯	333
		5分の4冠※1	371
		全部金属冠	532
	接着冠	前歯	412
		小臼歯	352
		大臼歯	369
	根面被覆	前歯・小臼歯	212
		大臼歯	221
メタルコア	レジン前装金属冠※2	前歯(ブリッジ支台)	1,292
		前歯(ブリッジ支台以外)	1,288
		小臼歯	1,218
	鑄造ポンティック	小臼歯	492
		大臼歯	492
	レジン前装金属ポンティック	前歯	1,254
		小臼歯	708
	キーパー付き根面板	大臼歯	568
		前歯・小臼歯	817
	メタルコア	大臼歯	829
		前歯・小臼歯	217
	インレー(複雑)	前歯	2,303
		大臼歯	280
	4分の3冠	前歯	2,303
		犬歯・小臼歯	2,892
線鉤	双子鉤(鑄造鉤)	犬歯・小臼歯	2,169
		小・大臼歯	2,607
	二腕鉤(鑄造鉤)	前歯	1,369
		犬歯・小臼歯	1,706
	二腕鉤(鑄造鉤)	大臼歯	2,149
		双子鉤	1,334
	線鉤	二腕鉤(レスト付)	1,014
		1歯	2,587
	ローチのパークラスプ	2歯以上	2,607
		1歯	2,587
	ローチのパークラスプ	2歯以上	2,607
		1歯	2,587
	ローチのパークラスプ	2歯以上	2,607
		1歯	2,587

※1 大臼歯の5分の4冠は生活歯でブリッジ支台に限る。

※2 前歯またはブリッジ支台の小臼歯に限る。

院内感染防止対策講習会を開催

施設基準の新規届出と 継続して届出するために

協会は8月20日にZoomウェビナーで「第2回院内感染防止対策講習会」を開催し、講師は協会理事の濱崎啓吾氏が務めた。本講習は歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)に対応している。定例報告をきっかけに前回7月開催の同講習会参加者46名より大幅に増えた91名が参加した。当該施設基準は4年に1回、この研修を受けることが義務づけられている。

前回受講から4年の期限を迎える方は、次回の10月15日(水)の講習会をぜひ受講していただきたい(5面参照)。

保団連夏季セミナー 国民本位の医療アクセスとは何か



シンポジウムの登壇者 ▶
会場の様子 ▼



8月2〜3日、全国保険医団体連合会は「第54回保団連夏季セミナー」を開催し、協会から役員、事務局が参加したほか、全国の保険医協会・医会から2日間計345人が参加した。ここでは、当日参加した協会の早坂美都会長と高山史年理事のレポートを紹介する。

歯科医療政策と医療の
在り方を見直す契機

会長 早坂 美都

8月3日は、歯科医療の現状と医療アクセスをテーマに講座とシンポジウムが行われた。

午前の講座「追いつめられる歯科医師たちと歯科医療から遠ざけられる患者たち」では、保団連副会長の宇佐美宏氏が講演。戦後から現在に至る歯科医療政策の変遷を時系列で解説し、診療報酬制度の変化や歯科医療費の抑制政策により、医療現場が困難に直面して

いる現状を説明した。「歯科医療費が軍事費と同程度に増えるのに29年もかかった」と指摘し、制度上の歪みや歯科技工士不足、大学定員割れなどの構造的問題も浮き彫りにした。歯科技工問題については、参加者から在宅医療で「義歯を作る技術工士が不足している」との声も上がり、深刻さが共有された。

午後は「患者の声から考える医療アクセスの課題と改善策」と題したシンポジウムが開催され、4人が登壇し、それぞれの視点から発言した。保団連副会長の橋本政宏氏は「命を守る医療機関が30分圏内に必要」と述べ、医療の地域格差と「受療権」の確保の重要性を強調。がん患者の水

戸部ゆうこ氏は、自身の闘病体験をもとに、高額療養費の上限額が引き上げられると、負担が患者に重くのしかかると、強く訴えた。社会医療法人社団健生会の蓮池安彦氏は、75歳以上の高齢者は「子や孫のために」と意識し、受診を控える傾向があり、これは「受療権の侵害」であると警鐘を鳴らした。京都大学大学

日本とCEDAW
そしてジェンダーの変遷

理事 高山 史年

8月3日、早稲田大学名誉教授の浅倉むつ子氏を講師に迎えた講座「女性差別撤廃条約と日本のジェンダー平等」に参加し、講義と質疑を通じて日本社会が直面する課題と解決の方向性について深い学びを得た。

には非常に高いハードルが存在すると指摘。そのため現時点では、現行法を最大限活用し、着実な法整備を積み重ねる現実的アプローチが求められているという。具体的には、選択的夫婦別姓を導入する民法改正、賃金格差是正やハラスメント対策を強化する労働法・均等法の改定、「LGBTQ+差別禁止法の整備」や、政治分野におけるクオータ制の導入などを挙げた。さらに、皇位継承制度の見直しによる女系継承の議論も憲法改正を要しない改革として可能という。

これからの制度改革を通じて、CEDAWからの勧告にこたえるだけでなく、日本の国際的な信頼回復にもつながると強調した。

歯科訪問診療講習会

講師持参の機材に興味津々



▲実際の訪問診療の様子を撮影した映像を用いながら解説

▼開始前から講師が持参した機材に興味津々の参加者。懇談形式で会員の疑問にも答えた



協会は7月28日、協会会議室で「これから始める歯科訪問診療講習会―臨床編―」を開催した。講師は、6月30日に開催した保険請求編に続き、協会理事の池川裕子氏が務めた。

この講習会は歯科訪問診療を始める上での心配ごとなどをベテラン講師と近い距離でのやり取りで解決するため、少人数制で開催しており、会員のスタッフ1名を含む6名が参加した。

会場には講師が実際に使用している機材などが並べられ、参加者はそれらを手に取りながら、特別な機材を購入しなくても、簡易的な切削器具があれば歯科訪問診療が可能などの解説を受けた。

また、協会への「訪問診療の具体的な形がイメージ

できない」との問い合わせも多いことから、診療の流れや雰囲気を知るよう実際に訪問診療を行っている様子撮影した映像を用いながらポイントをいかにつまんで解説した。

その後、参加者の疑問点や不安について、講師らと交えて意見交換を行った。「全身疾患のある患者の情報共有はどのように行えばよいか」との質問には、「薬の重複投与を避けるためにも、薬剤師への確認や、必要に応じて医科へ照会状を出すことが望ましい」と回答したほか、義歯製作や観血処置を行う際の臨床上の留意点などについて、アドバイスした。

参加者からは、「来院が途絶えた高齢患者に一度電話をかけ、訪問に行ってみ

ようと思う」との前向きな意見も出され、「訪問を始める一歩になりました」などの感想も寄せられ、盛況のうちに終了した。

▼保険請求編の動画公開中
なお、「これから始める歯科訪問診療講習会―保険請求編―」の動画はデジタ

ルブック内で公開中。

東京都 支援金情報

全ての医療機関が対象

医療機関等物価高騰緊急対策支援金(2025年4月～9月分)

書面申請は9月16日締切／J Grants申請は10月1日開始

歯科診療所の支援金は**7.8万円**

東京都は、1 歯科診療所当たり7.8万円を支給する「東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金（2025年度）」の要綱や申請様式を公表している。詳細は、東京都または協会のホームページでご確認いただきたい（右下QR参照）。

なお、申請方法は、J Grants申請と書面申請の2種類。J Grants申請は、10月1日（水）～20日（月）が交付申請兼実績報告書の受付期間。なお、24年度（15万円）に行われたWebによる事前申込は不要となった。

一方で、書面申請の申込みは開始されており、9月16日（火）までにWebによる事前申込受付が必要。この期間を過ぎると申請が認められないため、忘れずに手続きをしていただきたい。

なお、24年度の東京都物価高騰緊急対策支援金申請の際に、GビズIDを取得した方は、J Grants申請での対応をおすすめする。

① J Grants申請

10月1日(水)	交付申請兼実績報告受付開始
10月20日(月)	交付申請兼実績報告受付締切
12月以降	支援金支給

※J Grants申請におけるWebによる事前申込は2025年度より不要。

② 書面申請

8月18日(月)	Webによる事前申込受付開始(審査完了後、順次交付申請兼実績報告提出の御案内をメールにて送付)
9月16日(火)	事前申込提出期限
10月1日(水)	交付申請兼実績報告受付開始
10月20日(月)	交付申請兼実績報告受付締切※
12月以降	支援金支給

※交付申請兼実績報告書の内容を確認し、押印のうえ、印鑑証明書(個人事業主の場合は印鑑登録証明書)を添付し郵送。



東京都
物価高騰緊急対策
支援金ページ

2025年3月31日時点のベースアップ評価料届出医療機関が対象

生産性向上・職場環境整備等支援事業

申請開始／期限12月31日

支援金**18万円**を歯科診療所に支給

東京都はホームページ上で、生産性向上・職場環境整備等支援金18万円の申請方法や交付要項を公表し、申請を受け付けている。

申請期限：12月31日（水）まで

対象：2025年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている医療機関

支給要件：◆ICT機器等の導入による業務効率化：

タブレット端末、離床センサー、インカム、Web会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

◆タスクシフト／シェアによる業務効率化：

医師事務作業補助者、看護補助者などの職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア、給付金を活用したさらなる賃上げ

◆処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

*お問い合わせは協会またはコールセンター（☎0570-018-085）まで。

※東京都ホームページに「よくある質問」が公開されているので、ご活用いただきたい(右QR)。



東京都
生産性向上・職場環境
整備等支援事業ページ

経営・税務相談

Q & A No.432

職員新規採用時の留意点

職員を新たに採用した際の留意点をまとめました。
問い合わせの多い項目ですので、参考にしてください。

Q 1 職員を新たに採用した。注意すべき点を教えてほしい。

A 1 雇用する際には、労働条件を明確にすることと社会保険の手続きを行います。まず、労働条件通知書を交付します。必ず明示しなければならない事項は「労働契約の期間に関する事項」など7事項です。7事項中、原則、書面で交付しなければならない事項が6事項あります。また、定めをした場合には明示しなければならない事項は8事項あります。合わせて15事項ありますのでご注意ください（表参照）。

また、労働保険（労災保険・雇用保険）および社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入手続きを行います。労災保険は、パートを含む全ての労働者が加入対象になります。雇用保険は、労災保険加入者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用見込みがある方は加入が必要です。社会保険は各医院の状況および労働者の状況に応じて加入の可否を判断します。

社会保険の加入条件などについては東京歯科保険医新聞2024年3・4月号の「新規採用に向けての準備」①・②にも掲載しています。協会ホームページで閲覧できますので併せてご覧ください（QR参照）。

厚生労働省のホームページに、労働条件通知書のモデルが掲載されています。参考にしてください。



Q 2 歯科医師と歯科衛生士を採用した際の届出について教えてください。

A 2 歯科衛生士を採用した際は、保健所に「歯科診療所開設届出事項一部変更届」を、雇い入れから10日以内に行います。免許証の原本（照会のため）と写しが必要です。

歯科医師を採用した際は、保健所に「歯科診療所開設届出事項一部変更届」、および免許証の原本と写し、臨床研修等修了登録証（原本）と写しを提出します。併せて関東信越厚生局東京事務所に「保険医療機関届出事項変更（異動）届」（様式14）および保険医登録票の写しを提出します。短期間の雇用でも届出は必要ですのでご注意ください。

また、免許証の確認などは、法律および通知により定められていますのでご注意ください。

Q 3 その他、新規雇用に関する注意点があれば教えてください。

A 3 近年、雇用後間もない従業員とのトラブル相談が増加しています。例えば、毎日のように遅刻をする、たびたび欠勤をする、就職直後の長期休職などがあります。

これらの多くは、就業規則を整備することで防ぐことが可能です。就業規則は、労働者のためだけにあるのではなく、労働者との不要なトラブルを未然に防いでくれる役割もあります。

この機会に、ぜひ作成、見直しをしてみたいかがでしょうか。

東京歯科保険医新聞

2024年3月号



4月号



必ず明示しなければならない事項	定めをした場合に明示しなければならない事項
原則、書面で交付しなければならない事項 ① 契約期間に関する事 ② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関する事 ③ 就業場所、従事する業務に関する事 ④ 始業・終業時刻、休憩、休日に関する事 ⑤ 賃金の決定方法、支払時期などに関する事 ⑥ 退職に関する事（解雇の事由を含む） ⑦ 昇給に関する事	⑧ 退職手当に関する事 ⑨ 賞与などに関する事 ⑩ 食費、作業用品などの負担に関する事 ⑪ 安全衛生に関する事 ⑫ 職業訓練に関する事 ⑬ 災害補償などに関する事 ⑭ 表彰や制裁に関する事 ⑮ 休職に関する事

トラブル対策は早めの対応がポイント

無料相談

法律相談、経営&税務相談

協会の顧問弁護士と顧問税理士が回答いたします。

（相続、賃借契約のトラブル、記帳や仕分け方法など何でもご相談ください）

日 時：9月18日（木） 午後2時～5時

定 員：6名（各3名。相談時間は1人1時間以内）

場 所：東京歯科保険医協会 会議室

要予約：03-3205-2999（担当：経営管理部）

※予約は、受付順とさせていただきます。

増えてます 問合せ

ネットワークのセキュリティ強化

「どこまで必要？」

増えているのは「経済産業省からの通達でセキュリティ強化が必要となった」として、業者がネットワークの点検にきた」との問い合わせである。対応しないと「罰金が課せられる」と言われたという。なかにはセキュリティ強化のハード・ソフトを導入し、新たに月額数万円のリース契約をしたといった医院もある。相談者は「自分の医院のインターネットセキュリティはそんなにひどいものなのか」と困惑するが、実際どのようなか各省市に確認した。

協会へのネットワークのセキュリティ強化に関する問い合わせが増加している。中には業者の言うままに高額な機器をリース契約してしまった事例もあった。そこで改めて医療機関のネットワークのセキュリティ対策について調べてみた。

▼経産省・厚労省とも通達を出しているが…

協会が経済産業省に問い合わせたところ、セキュリティ強化に関連する通達を出しておらず「（医療機関を含む）企業に強制することは考えていない」、罰金を課すことも「ない」との回答であった。

次に厚生労働省に問い合わせた。厚労省では現在「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」を発行しており、関連して「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」（以下、チェックリスト）も発行している。チェックリストは2025年5月に最新版が発行されており、厚労省では「これ以上のもは出していない」とのことであった。

経産省、厚労省ともに通達などは出しているが、医療機関に対して強制するものではない。経産省、厚労省ともに通達などは出しているが、医療機関に対して強制するものではない。

▼医院のネットワーク

回線はどうなっているかでは、医療機関で実際に使用している回線はどうなっているのか。オンライン資格確認で使用しているIPVPN回線は、それ自体に高いセキュリティがある回線だ。絶対安全とは言えないものの、追加で安全対策を施さないと簡単に情報漏洩してしまうような脆弱なネットワークとも言える。

厚労省の「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」。項目ごとに確認することで、サイバーセキュリティ対策が確認できる。

医療情報システム全般について、以下を実施している。	
サーバ、端末PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。(2-1)	はい/いいえ
リモートメンテナンス（保守）を利用している機器の有無を事業者等に確認した。(2-2)※事業者と契約していない場合には、記入不要	はい/いいえ
事業者から製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を提出してもらう。(2-3)	はい/いいえ
※事業者と契約していない場合には、記入不要	はい/いいえ
利用者の権限・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。※管理者権限対象者の権限化を行っている(2-4)	はい/いいえ
画面録画や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除または無効化している。(2-5)	はい/いいえ
セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。(2-6)	はい/いいえ
パスワードは英数字、記号が混在した8文字以上とし、定期的に変更している。※二要素認証、または13文字以上の場合は定期的な変更は不要(2-7)	はい/いいえ
パスワードの使い回しを禁止している。(2-8)	はい/いいえ

上記チェックリストおよび医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版は、ともに右QRからご覧ください。



＊ファームウェア…機器を制御するための基本的なソフトウェア。ファームウェアをアップデートすることでセキュリティを向上させることができる。詳細は販売元や設置業者に問い合わせると良い。

そこで、まずは前出のチェックリストから始めてはどうかだろうか。定期的に確認することで自院の改善点が見えてくるし、セキュリティ対策にもなる。

1には患者の情報が格納されており、セキュリティに万全を期す必要がある。オンライン資格確認、オンライン請求などネットワークを使用する機会も増えている。ひとたび情報が漏洩すれば、間違いなく大変なことになる。どこまで対策を取れば良いのか疑問は尽きない。

▼契約前に相談を
今後もし業者から同様の連絡があった場合には、すぐに契約せずに、一度協会経営管理部（☎03-3205-2999）にご相談いただきたい。

また、インターネットに接続しているのであれば、市販のセキュリティソフト・ウイルス対策ソフトを導入することでセキュリティを高めることもできる。

▼業者が勧める機器

では、業者が勧めるハードウェアやソフトウェアは役に立たないかというところではない。導入することでセキュリティが高まることは確かである。しかし、そこまでのセキュリティ対策が絶対的に必要かどうかという、経産省や厚労省の資料を見る限り疑問が残る。

▼まずは厚労省のチェックリストを医療機関のコンピュータ

歯科医師のための

医師賠償責任保険

（三井住友海上・東京海上日動）

万が一の医療上のトラブルに備えて

歯科診療所におすすめ

事業活動総合保険

ビジネスキーパー

（三井住友海上）

大切な医療機械等を破損リスクから守る

歯科医師のための

第2休業保障

所得補償保険

（三井住友海上）

万が一の休業休診に備えて収入を補償します

株式会社

アサカワ

保険事務所

〒141-0031 品川区西五反田 1-28-3

TEL 03(3490)1751

FAX 03(3490)1780

E-mail : info@asakawahoken.co.jp

http://www.dairitenhp.com/asakawahoken/

研究会・行事ご案内

新規開業医講習会 新規個別指導を控えている先生、 改めて保険診療を学びたい先生へ

新規個別指導は開業後、概ね1年後の医療機関が選定されています。指導対策は、通知が届く前の早い段階で準備を進めることが最も大切です。講習会では、年間100件を超える相談を基に、指導で指摘されやすい事項を含め、保険診療の基本的なルールやカルテ記載、請求方法、自費と保険の考え方を丁寧に解説します。

これから開業を検討中の先生や勤務医の先生、さらに、改めて保険のルールなどについて確認したいという先生にも、ぜひ、ご参加いただきたい講習会です。

日時 9月28日(日) 正午～午後5時30分
講師 協会講師団
会場 ワイム貸会議室高田馬場(4F)(※2)
定員 50名
対象 会員・未入会員
参加費 会員13,000円、未入会員30,000円
予約 右のQRからお申し込みください。
担当 組織部



予約フォーム

施設基準のための講習会

院内感染防止対策講習会

歯初診の新規届出・更新を希望する方向け

歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)、および歯科外来診療感染対策加算1(外感染1)の施設基準に対応(対象施設基準:歯初診、外感染1)。

※歯初診は、院内感染防止対策に係る標準予防策および新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講していない場合、当該施設基準について辞退届を提出する必要がありますのでご注意ください。

日時 第3回 10月15日(水) 午後1時～2時10分
第4回 12月17日(水) 午後1時～2時10分
講師 濱崎 啓吾 氏(東京歯科保険医協会 理事)
会場 Web開催(※3)
定員 500名
対象 会員
参加費 1,000円
修了証 講習会後の確認テストで合格した方に発行し、メールでお送りします。
予約 右のQRからお申し込みください。
担当 社保・学術部



デンタルブックからお申し込みください

第1回経営管理研究会

補助金・助成金セミナー

歯科診療所が活用できる補助金・助成金・支援金 その最新情報と申請のポイント

歯科診療所の経営力強化や設備投資を支援するための、最新の補助金・助成金・支援制度を専門家が解説します。申請のポイントから採択事例までをお話いたします。

解説予定の主な制度

- 国の3大補助金(ものづくり補助金・新事業進出補助金・IT導入補助金)
- 東京都独自の最大800万円助成金
- 在宅歯科医療設備整備事業(最大363万円・補助率2/3)
- オンライン資格確認導入支援

経営改善に直結する実践的な内容でお届けします。「補助金・助成金を活用したことがない」「どのように活用したらいいかわからない」など、初めて補助金・助成金を申請する方のご参加も大歓迎です。この機会にぜひご参加ください。

日時 10月22日(水) 午後6時30分～8時30分
講師 西岡 敦 氏(行政書士・西岡敦行政書士事務所 代表)
会場 東京歯科保険医協会会議室(※1)
定員 30名(Web配信はありません)
対象 会員、会員診療所の経理担当者
参加費 無料
予約 右のQRからお申し込みください。
担当 経営管理部



予約フォーム



2025年度会員地区懇談会

「日々の診療を踏まえた、 増点につながる算定のコツを考える」 ～請求事例と返戻対策を交えて～

日ごろの診療の中で、「かかりつけの患者が増えたら…」「他院はどう算定しているのだろう」「算定漏れがあるかも」と感じることはありませんか？

今回の懇談会では、子どもから大人までかかりつけ患者の継続管理に関わる点数と、増点につながる算定のコツを、具体的な請求例や返戻をもとにお伝えし、懇談を深めます。

現場ですぐ活かせるヒントを意見交換しましょう。お近くの先生はぜひご参加ください。

※申し込み時のアンケートで具体的に聞きたい点や悩みなどを募り、その内容をもとに懇談します。

	多摩	城東	城南
日・時	10月23日(木) 午後7時～9時	10月31日(金) 午後7時～9時	11月5日(水) 午後7時～9時
会場	女性総合センター (第3学習室) 立川市曙町2-36-2	シアター1010 (視聴覚室) 足立区千住3-92 千住ミルディスI番館	きゅりあん (大会議室) 品川区東大井5-18-1

講師 協会講師団
対象 会員(参加は会員本人のみです)
参加費 無料
予約 右のQRからお申し込みください。
担当 組織部



予約フォーム

第1回地域医療研究会

「リハビリテーション・栄養・ 口腔連携の重要性」

患者さんの栄養状態が気になったことはありますか？
歯周治療や補綴だけでなく、栄養やリハビリとの連携を視野に入れた歯科治療が求められる時代です。

そこで、今回は若林秀隆先生を講師に招き、どのような歯科介入がリハビリの成果やADL・QOLの向上に寄与するのかについて、ご講演いただきます。ぜひ、ご参加ください。概要は予約フォームからご覧ください。

日時 11月27日(木) 午後7時～9時
講師 若林 秀隆 氏
(東京女子医科大学病院リハビリテーション科 教授・診療部長)
会場 東京歯科保険医協会会議室(※1)・Web配信(※3)
定員 会場15名・Web450名
対象 会員本人
参加費 無料
予約 右のQRからお申し込みください。
担当 地域医療部



予約フォーム

第2回学術研究会

歯冠補綴治療における口腔内スキャナーの有用性 — 保険導入されたCAD/CAMインレーへの応用 —

近年の歯科医療はデジタル技術による改変が著しい。その中で、CAD/CAMを用いた補綴装置の製作、そして、昨年よりインレー限局ではあるが口腔内スキャナーを用いた光学印象が保険収載され、いよいよデジタル化の幕開け時代となりました。

本講演では歯冠補綴治療における口腔内スキャナーの有効な使用について、特に保険収載された光学印象によるCAD/CAMインレー時に必要となる基礎的内容から臨床に役立つポイントなどを分かりやすく解説します。(講師より)

日時 12月18日(木) 午後7時～9時
講師 星 憲幸 氏
(神奈川歯科大学口腔デジタルサイエンス学分野 教授)
会場 東京歯科保険医協会会議室(※1)・Web配信(※3)
定員 会場参加:18名、Web参加:500名
対象 会員とそのスタッフ
参加費 会場参加の場合、同伴者1名につき1,000円
予約 右のQRからお申し込みください。
担当 社保・学術部



予約フォーム

特集 これからの資格確認



2025年7月末に後期高齢者などの健康保険証の有効期限が切れましたが、有効期限切れの健康保険証でも資格確認ができることなどを明記した通知が厚生労働省より出され、医療機関の窓口で資格確認の方法に苦慮しているのではないのでしょうか。協会では多岐にわたる情報を整理するべく特集記事を作成しました。健康保険証の期限などだけでなく、マイナ保険証のスマホ搭載やPMH(Public Medical Hub)についても機能紹介や問題点を指摘していきます。今後の資格確認の参考にいただければ幸いです。



資格確認

8月1日以降の資格確認とQ&A

2025年8月1日からの資格確認①

資格確認方法	2025年		2026年	
	8月1日～12月1日	12月2日～	～3月末	4月～
健康保険証	社保 国保・後期高齢 (期限切れでもオンライン資格確認システムで 保険番号等を用いて確認することで資格確認可)			
資格確認書	受付で券面を目視し資格を確認 マイナ保険証未発行者または 希望者に発行済み(一部地域を除く)			
マイナ保険証	顔認証付きカードリーダー等で資格を確認 5年に一度電子証明書を更新が必要			
資格情報のお知らせ	資格確認書やマイナ保険証などが無い場合に オンライン資格確認可 (原則的には国保・後期高齢の患者の場合)			

2025年8月1日からの資格確認②

マイナ保険証または資格確認書を持っている



資格確認FAQ

- Q 「有効期限切れの健康保険証」や「資格情報のお知らせ」による資格確認の特例は、いつまで可能か。
- A 資格確認書やマイナ保険証を持っていない国保および後期高齢の患者の「資格情報のお知らせ」のみでも、被保険者番号等でオンライン資格確認システムに照合するなどして、資格確認が可能なのは2026年3月末までです。それ以降はマイナ保険証の読み取りができず、資格情報の読み取りができない場合などで補完的な使用が認められています。
- Q 患者がマイナ保険証しか持って来ず、かつカードリーダーでの読み取りができずに資格確認ができない場合がある。どうしたらいいか。
- A マイナ保険証の読み取りができない場合でも、患者がスマートフォンなどでマイナポータルにログインが可能であれば、画面上で資格情報を確認できます。マイナ保険証原本と、マイナポータルの資格情報の画面を確認することで、資格確認を行います。また、マイナ保険証と紙の「資格情報のお知らせ」の組み合わせでも資格確認は認められています。
- Q スマートフォンにマイナ保険証を搭載したことで資格確認はスマートフォンで行ってほしいと患者に言われたが、当院はスマートフォンのマイナ保険証は対応していない。どう対処すべきか。また、対応する場合はどうすればいいか。
- A スマートフォンにマイナ保険証を搭載する通称「スマホ保険証」の運用は、9月19日から開始予定となっています。「スマホ保険証」で資格確認を行うことは任意ですので、当院では対応していない旨を患者さんにご説明ください。医療機関で「スマホ保険証」を用いて資格確認する場合は、汎用カードリーダーを使用する必要があります。ただし、キヤノン製のカードリーダーをお使いの場合は、汎用カードリーダーは不要です。
- Q 後期高齢の患者が「資格確認書」を持ってきたが、限度額認定書の適用区分が表記されていた。限度額認定証を持っていないが、適用になるのか。
- A 適用になります。後期高齢の患者への限度額認定証の新規発行は終了していますのでご注意ください。資格確認書に記載された区分により、自己負担の計算および保険請求を行うことができます。

マイナ保険証 スマホ搭載

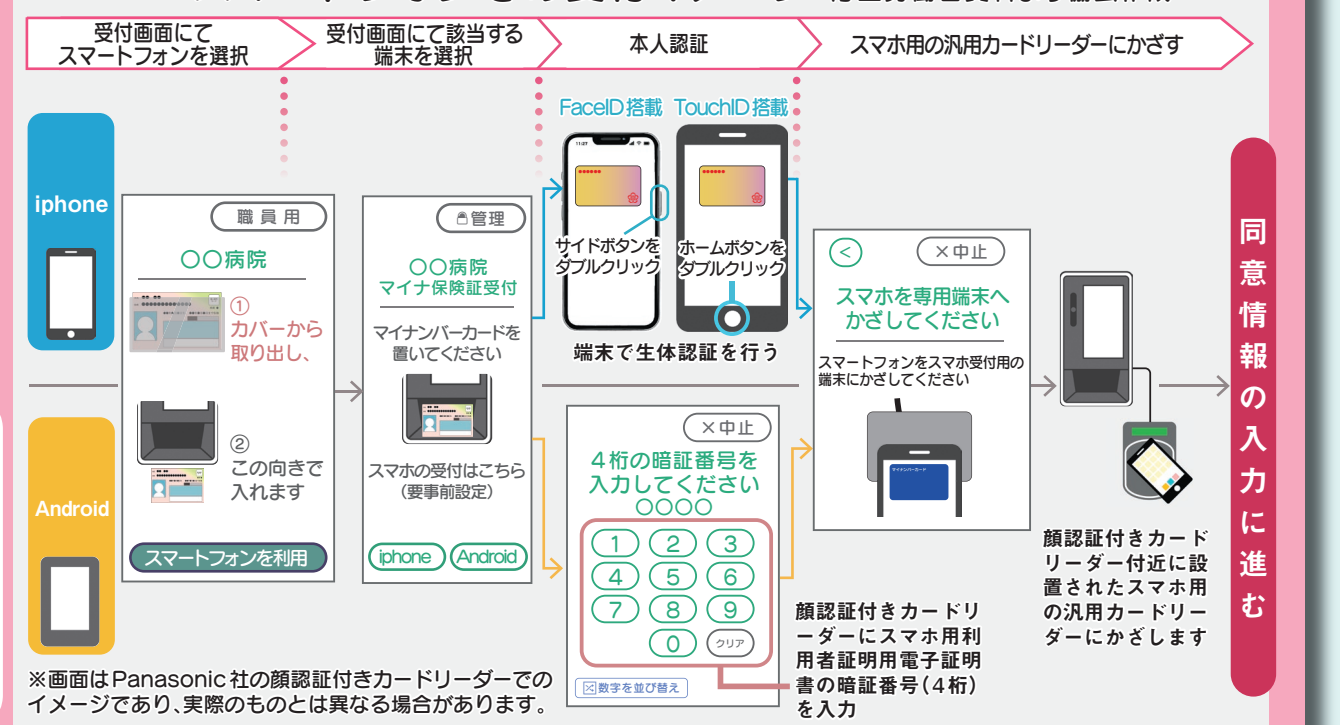
外来診療等におけるマイナ保険証のスマホ搭載対応について

2025年								
6月		7月		8月	9月		10月	
スマホ 搭載対応	▼iPhoneへの電子証明書の搭載 (2025年6月24日)							
	一部の医療機関等で 実証実験					全医療機関へ スマホ対応機能解放※		
						汎用CR等導入に係る 補助の実施		

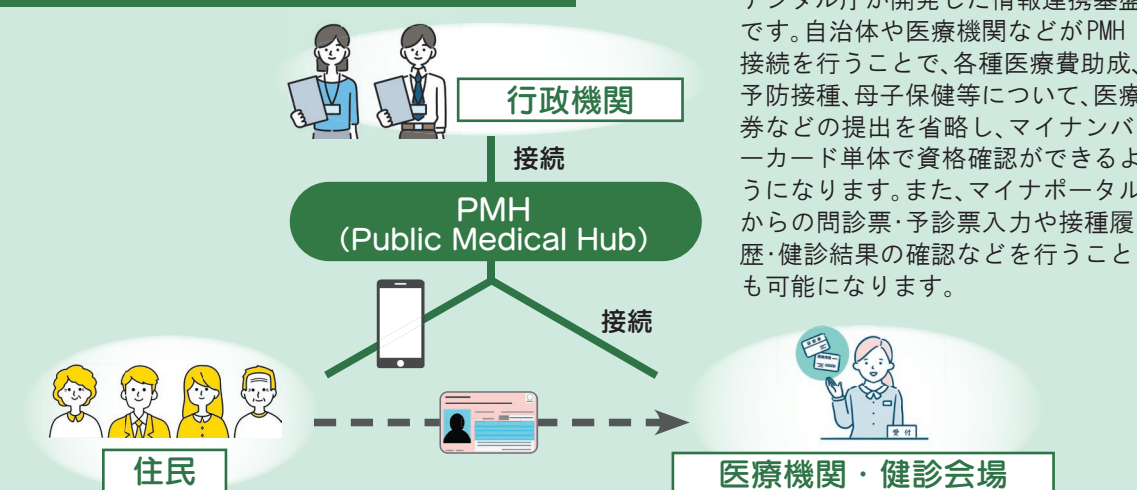
マイナ保険証をスマートフォンに搭載する対応も始まっています。スマートフォンで受け付けをするためには、キヤノン製以外のカードリーダーは汎用カードリーダーを購入、設置して読み込む必要があります。実際に患者がスマートフォンでマイナ保険証を利用できるようになるのは9月中旬以降とされています。汎用カードリーダーを購入する方法は右のQRからご覧ください。

◀汎用カードリーダーが不要な顔認証付きカードリーダー
こちらのキヤノンマーケティングジャパン社の顔認証付きカードリーダー(Hi-CARA)をご利用の施設は、顔認証付きカードリーダーにスマートフォンをかざして受付が可能なたため、汎用カードリーダーは不要です。

スマートフォンでの受付イメージ



医療券などの提出を省略できるシステム “PMH”の運用も開始



PMH(Public Medical Hub)とは、デジタル庁が開発した情報連携基盤です。自治体や医療機関などがPMH接続を行うことで、各種医療費助成、予防接種、母子保健等について、医療券などの提出を省略し、マイナバーカード単体で資格確認ができるようになります。また、マイナポータルからの問診票・予診票入力や接種履歴・健診結果の確認などを行うことも可能になります。

現在PMHにより東京都内の医療機関で確認できる情報は、医療扶助の生活保護や難病などの医療費助成(国公費)と、一部の自治体では地方単独の医療費助成が確認できますが、ほとんどの自治体はまだ参加していません。

PMH(医療費助成)先行実施自治体一覧(2023年度・2024年度)

2025年5月12日時点

都道府県	団体名	医療費助成(国公費)						医療費助成(地方単独)				その他詳細
		難病	小児慢性	結核	未熟児	自立支援医療	精神更生	こども	障がい	ひとり親	その他	
東京都	東京都	○	○			○					4	通院患者医療費助成(低所得者対策)、難病医療費助成(都単独疾病)、特殊医療費助成(人工透析を必要とする腎不全)、被爆者の手に対する医療費助成
	調布市											
	瑞穂町							○	○	○		
	日の出町							○	○	○		
東京都	奥多摩町							○				

診療所でPMHのシステムの利用を行う場合はまずレセコン会社などのシステムベンダーに必要な改修作業を確認します。改修作業に関しては、国および都の補助が受けられます。

PMHは必ず導入しなければならないものではありません。各医療機関で利便性と必要性を考慮した上で改修などの検討を行ってください。



補助の詳細はコチラ

知っておきたい！ マイナ保険証を登録したが、保険証を使う国保の患者がいる…？ ワンポイント

東京都内では、9月末に多くの国保加入者の健康保険証が有効期限を迎えます。マイナ保険証を登録していない被保険者には「資格確認書」が送付されるため、原則として10月からは「資格確認書」で資格確認を行います。

一方、マイナ保険証の利用登録をしている被保険者の場合は、渋谷区と世田谷区の国保の被保険者を除き、「資格確認書」は送られてきません。2026年3月末までは、有効期限切れの健康保険証でも資格確認はできますが、マイナ保険証を利用登録した患者被保険者はマイナ保険証を持っていくしかないのでしょうか。

ここでは、その点に関する対応方法を解説します。

◆患者には2つの選択肢

マイナ保険証を使うか否かは、患者の判断です。実際の受診時に窓口で、健康保険証の有効期限が切れていることを伝えたとで、今後どうするのか、患者の意向を確認してはどうでしょうか。

マイナ保険証の利用に切り替えたいとの意向があっても、マイナ保険証の使い方にあまりにも不慣れな場合は、来年3月末までは健康保険証が使用できるので、健康保険証とマイナ保険証の両方を持ってくるよう

- 案内することが妥当でしょう。
- 一方、マイナ保険証の使用そのものに不安がある場合はどうすべきでしょうか。不安を持つ理由の筆頭は、「紛失が怖いので、マイナバーカードを持ち歩きたくない」であり、マイナ保険証への利用切り替えは難しいでしょう。その際は、窓口で患者に対し、「マイナ保険証の利用登録を解除し、『資格確認書』を入手してはどうか」という選択肢を提案することも一案です。

◆協会のリーフレットで窓口対応を省力化

- マイナ保険証の登録解除は、患者が保険者に連絡して申請するものですが、口頭で説明するだけでは理解してもらうのは難しいでしょう。しかも、厚生労働省はマイナ保険証を推進する立場のため、登録解除方法を解説した資料は作っていません。
- 元々、マイナ保険証の登録は任意であって強制ではありません。協会では、マイナ保険証の利用登録解除方法を解説した患者用リーフレット「『マイナ保険証』の登録解除がスタート」を無料で会員に配布しています。何部か受付に置けば、対応する受付スタッフも心強いでしょう。ぜひ、お申込み、ご利用ください。



患者用リーフレットのご注文はコチラから



東京歯科保険医協会が行っていること

「大きな助けに」`頼れる、協会の成り立ち

連載／協会探訪 その①

東京歯科保険医協会

会長 早坂 美都

◆事の始めは「きつかけ」が大事

唐突ですが、先生方が東京歯科保険医協会に入会されたきっかけや動機は、どのようなものだったのでしょうか。

四半世紀前、勤務医だった私の職場では、開業する先輩たちが次々と退職していかれました。その後姿を見つめつつ、「私もいつかは開業することになるのだろうか。でも、開業するにしてもどこから手を付け

たらよいのかわからない」。そんなことを思いつつ、現在のようにウェブで検索するにも、当時は情報

◆協会キャッチフレーズと全国51協会・医会、そして保団連

「保険で安心してきちんとした診療ができるようにしよう」

これは当協会の長年のキャッチフレーズです（*1）。

当協会は1973年4月、「歯科保険医の経営生活ならびに権利を守り、国民の歯科医療と健康の充実およ

◆「保険医協会」と「歯科医師会」

では、改めて当協会と歯科医師会との違いは何でし

ました。その結果、発足時の会員数は180名でしたが、25年8月1日現在では6千32名となっています。

全国の各都道府県には必ず

保険医協会・医会があり、その総数は51。その連合体として全国保険医団体連合会（保団連）があります。保団連は69年1月26日に「保

険医の生活と権利を守り、保険医療の向上、医療保障の充実をはかることを目的に結成され、25年8月1日現在、全国では10万6千2名（医科6万4千110名、歯科4万1千892名の医師・歯科医師が加入しています。

このように、先輩のほか、ご両親の代から入会されている方、勤務先の院長が協会の会員だった方、お知り合いの先生からの薦めで入会された方など、紹介により入会されるケースが多いです。

◆その後、会員無料相談デー

その後、会員無料相談デーを利用して、機器のリースについての不明点を協会顧問弁護士に相談するなど開業歯科医師人生の大きな助けとなってくれたのが、東京歯科保険医協会でした。

◆「保険医協会」と「歯科医師会」

よう。当協会には、歯科医師会と当協会の双方の会員である先生と、当協会のみの先生がいっぱいいます。

歯科医師会は公益社団法人であり、国民の歯と口の健康を守る活動をする総合団体です。当協会は、国民皆保険と保険医の生活を

守る（*3）ことを目的に結成された任意団体です。公益社団法人と任意団



一般会員時代の2013年5月11日に開催された協会「創立40周年特別企画」をスタッフさんと一緒に訪ねた時の1枚です（写真左が私）

体、大きくこの部分が違います。

現在会員の先生方は、どのような経緯で入会されたのでしょうか。

これから、連載企画として当協会と東京都で開業している先生方との関わり、国や自治体、メディアの方たちとの関わり、それに当たり協会執行部内でのような活動を行っているかなど、お伝えしたいことを私が協会役員になる前の記憶をたどって書いてみたいと思います。

その後、会員無料相談デーを利用して、機器のリースについての不明点を協会顧問弁護士に相談するなど開業歯科医師人生の大きな助けとなってくれたのが、東京歯科保険医協会でした。

理事会だより

2025年度
第7回
理事会

◆第7回理事会◆

8月7日（木）、午後7時00分～9時50分。会長、副会長5名、理事13名、監事1名、事務局13名の出席。

【情勢報告】 期限切れの健康保険証について、国保に加えて後期高齢者も2026年3月末まで使用できることを明記した疑義解釈が出されたこと

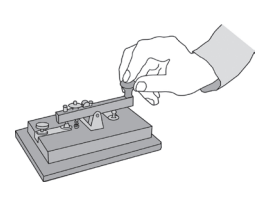
IT 相談室

永田 康祐
クレセル株式会社

再考 歯科医院の情報発信①

一 概 論 編 一

ながた・こうすけ
歯科専門にサイト制作、運用、コンサルティングを行い歯科関連サイトの運用は常時120件を数える。



外注し、多額の費用を投じて立ち上げたホームページなのに、ネットの口コミやアクセス数ばかりに気を取られ、一喜一憂してしまう。これは、医療機関の情報発信のあり方、さらに医療の本質から見ると、良いこととは言えません。

改めて自院が地域の口腔の健康をどのように担うかに応じて、ホームページでどのような情報を発信すべきか、その方法を検討してください。

◆認知経路のトップはホームページではない

これから開業する歯科医院では、院長先生自身が情報発信の重要性を理解しているため、ホームページを作らないことは考えられません。しかし、開業後、年月を経過した医院を中心に、いまだにホームページがない医院もあります。

弊社では、歯科医院の認知経路と来院動機を調べていますが、ホームページは必ずしもトップではありません。来院動機は、昔も今も「前を通って」が多く、紹介や看板、チラシなどの複合的な要素もあります。

◆重要度減るホームページ

現在のITの世界にはA

Iが大きな影響を及ぼしており、検索画面の一番上にAIによる要約が出るのが普通になりました。現在の各検索エンジンは、AIによる要約やマップでの一覧、業種別のリスト、プロフィールの表示などで、閲覧者が検索画面を見ただけで情報が得られます。つまり、個別のホームページのアクセスが減る方向に注力しています。さらに、以前からあるSNSも含め、医院認知経路の多様化も進行しています。

◆これからの発信方法

次回以降は、効果的な情報発信方法について、4回シリーズでご説明します。

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 1 金 第5回総務会議 | 21 木 会員無料相談デー |
| 5 火 第4回共済部会 | 27 水 第1回スタッフ講習会 |
| 7 木 院内感染防止対策動画撮影、第7回理事会、「保険で良い歯を」全国連絡会世話人会 | 28 木 社保研究会 |
| 20 水 第2回院内感染防止対策講習会、休保審査会（医科） | 30 土 休保審査会（全国）、第35回反核医師のつどいin東京（～31） |

- | | |
|----------------|--|
| 協会活動日誌 2025年8月 | 1 金 第5回総務会議 |
| | 5 火 第4回共済部会 |
| | 7 木 院内感染防止対策動画撮影、第7回理事会、「保険で良い歯を」全国連絡会世話人会 |
| | 20 水 第2回院内感染防止対策講習会、休保審査会（医科） |

●忘れてないかあの診療

症 例 研 究

●落としてないかその点数

外来で通院していた患者が
在宅に移行した場合の義歯修理の算定

外来で通院していた患者が歯科訪問診療に移行して義歯を修理する場合に
おいての保険請求について説明する。
今回は医療保険および介護保険を使用しての請求方法について説明する。

患者：77歳・男性
主訴：入れ歯が真っ二つに割れた。
所見：上顎総義歯・正中にて破折
傷病名：7＋7 義歯ハセツ、 7＋7 P。
施設基準：歯初診 補管 歯訪診 注①

月日	部位	療法・処置	点数
9/1		再診	／
		訪問診療 1 13：00-13：34 居宅 注①	1100
		重度の認知症により通院困難 計画書添付 エンジン携行 注②	／
		歯科訪問診療移行加算 注③	+100
		歯科訪問診療補助加算 1 注④	+90
		DH 〇〇 〇〇	72
	7＋7	S P (H ₂ O ₂)	／
	7＋7	床修理（修理内容 略） 注⑤	505
		歯科口腔リハビリテーション料 1 （困難な場合）	124
		強い衝撃を与えないよう義歯の取り扱いについて本人と介助者に指導。	／
		居宅療養管理指導費（Ⅰ）（歯科医師） 注⑥⑦	517
		舌のマッサージ、舌のROM法、頬のマッサージ等を指導。	／
		病状、経過等をケアマネジャーへ情報提供。 注⑧	／
		居宅療養管理指導費（Ⅰ）（歯科衛生士）	362
		マッサージとストレッチ、肩回しの運動・排痰法（スクイージ	／
		ング）等を指導するように指示。	／
		13:36-13:56	／
		DH 〇〇 〇〇	／
		病状、経過等をケアマネジャーへ情報提供。 注⑧	／
9/10		再診	／
		訪問診療 1 13：00-13：17 居宅	1100
		認知症により通院困難 エンジン携行	／
		歯科訪問診療移行加算	+100
		歯科訪問診療補助加算 1	+90
		DH 〇〇 〇〇	／
	7＋7	歯科口腔リハビリテーション料 1 （困難な場合）	／
		内面調整。夜間は外すように指導。	／
		居宅療養管理指導費（Ⅰ）（歯科医師）	517
		あいうべ体操、頸部マッサージ、唾液腺のマッサージを指導。	／
		居宅療養管理指導費（Ⅰ）（歯科衛生士）	362
		空嚥下、空咳、深呼吸等を指導するように指示。	／
		13:18-13:40	／
		DH 〇〇 〇〇	／

《解説》

注① 歯科訪問診療料を算定する場合、歯科訪問診療を開始する月の前月までに
“歯科訪問診療料の「注15」に規定する基準”（歯訪診）の施設基準が必要。未
届出の場合、初診時（267点）、再診時（58点）を算定する。

- 注② 歯科訪問診療を行う場合は以下の内容を訪問のつどカルテに記載する。
- ・ 実施時刻（開始時刻と終了時刻）
 - ・ 訪問先名（記載例：自宅、〇〇マンション、有料老人ホーム××園）
 - ・ 訪問診療の際の患者の状態など（急変時の対応の要点を含む）
 - ・ 20分以上の診療が困難であるときは理由を含め、具体的な患者の状態など
 - ・ 患者の病状に基づいた訪問診療の計画

診療時間には、準備、後片付けなどの時間は含まない。歯科訪問診療を実施す
るにあたり、急性症状の発症時等に即応できる環境の整備が必要なことから、歯
科訪問診療料は切削器具を常時携行した場合に算定する。

注③ 在宅等療養患者であって、当該保険医療機関の外来を継続的に受診してい
たものに対して「歯科訪問診療 1」を算定した場合に100点を加算する。ただし、
当該保険医療機関の外来を最後に受診した日（初診料または再診料を算定した
日）から起算して3年以内に歯科訪問診療を実施した場合に限る。

- 注④ 歯科訪問診療を実施する保険医療機関の歯科衛生士が、歯科医師と同行の
上、歯科訪問診療の補助を行った場合は、歯科訪問診療補助加算（訪補助）を1
日につき加算する。加算点数は以下の通り。カルテには補助を行った歯科衛生士
の氏名を記載する。
- ・ 1 人のみの場合 +90点
 - ・ 同一建物で複数名の場合 +30点

注⑤ 総義歯修理の点数は外来診療の場合375点だが、歯科訪問診療における重要
性および困難性が考慮され、所定点数に100 分の50の加算点数が付き、合計505点
となる。

注⑥ 単一建物患者の人数が1人の場合は517単位、2人以上9人以下の場合は487単
位、10人以上（それ以外）の場合は441単位を、月2回に限り算定する。なお、居
宅療養管理指導費を算定する場合は、介護保険のみなし指定が必要となる。保険
医療機関の指定を受けると介護保険法による医療系サービスの事業者として、指
定をされたものとみなされる。

診療所がみなし指定かどうか不明な場合は、東京都福祉局に確認
し、指定がなければ、新たに申請することできる。



東京都福祉局

注⑦ 介護保険を請求する際には、カルテ記載に下線を引くか太線で囲むなどし
て、医療保険とは別の記載であることを明確にわかるように記載する。

介護保険を請求する場合は、介護保険証の確認が必要で、居宅で療養している
「要支援1・2」または、「要介護1～5」の認定を受けた患者が対象となる。「要
支援1・2」または、「要介護1～5」の認定がない場合、たとえ介護保険証を所持
していても、請求することはできない。

介護保険の請求ができない場合は、歯科医師の居宅療養管理指導費の代わりに
歯科疾患在宅療養管理料（歯在管）が算定できる。

注⑧ 歯科医師の行う居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的
管理または歯科医学的管理に基づき、ケアマネジャーに対するケアプランの作成
などに必要な情報提供ならびに利用者・家族などに介護サービスを利用する上での
留意点や介護方法等について、指導および助言を行った場合に算定できる。

ケアマネジャーが作成するケアプランの限度額とは別に算定できる。
ケアマネジャーへの提供文書のひな型はデンタルブックの「デンタ
ル書庫」からダウンロードできる。



デンタル書庫

- [情報提供すべき事項]
- ・ 基本情報（医療機関名、住所、連絡先、歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月
日、性別、住所、連絡先等）
 - ・ 利用者の病状、経過等
 - ・ 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
 - ・ 利用者の日常生活上の留意事項、社会生活面の課題と地域社会において必要な
支援等

「これからはじめる歯科訪問診療講習会－保険請求編－」
をデンタルブック内で公開中。
デンタルブックへログイン後「協会制作動画」「研究会
（講習会）関連」から



＊実態に即してご請求ください＊



退き際の思考 歯科医師をやめる

傾く医院経営…再建へ娘と二人三脚

「最高峰にもう一度」引退後の思い馳せる

宮 優子さん(宮歯科クリニック) ー前編ー

歯科医師としての“引退”に着目した本企画。すでに歯科医療の第一線を退いた先生らにお話を伺い、引退を決意した理由や医院承継、閉院の苦労などを深掘りする。今回は、今年4月をもって歯科医師を引退した宮優子先生(68歳)の前編。歯科医師としての晩年、「自信がなくなっていた」という出来事や、引退後の生活について伺った。

ー歯科医師を目指したきっかけは。

中学のプラスバンド部で毎日約5時間クラリネットを練習していたら、マウスピースがすっぽりとお入るようになり上顎前歯が出てしまったのです。高校生になり前歯の前突がコンプレックスでしたが、アメリカに留学し、大人でも矯正している人がいて驚きました。そこで歯科に興味を持ち、医療には無縁の家系でしたが、帰国後に歯学部受験を決めました。

「自信なくなった」歯科医療の変化

ー歯科医師の引退を決めるまでについて教えてください。

コロナ禍が訪れた時に、新しい事業を取り入れようとしてスタッフに協力をお願いすると、従業員全員が退職してしまうことがありました。長女が心配して会社を退職し、医院の正職員となって一緒に再建を目指してくれました。娘は企業の営業職だったので、売上の管理から新人教育まで引き受けてくれ、1年半ほどで軌道に乗せることができました。ただ、65歳を過ぎた頃から企業に勤める知人も定年退職をし始め、子育てが終わった私も「そろそろ引退かな」と思うようになりました。また、スタッフを正社員として雇用したことで、経営を考えると今までのように趣味のトライアスロンで海外のレースに出るために長期に休診することもできなくなってしまいました。歯科医療のDX化も影響が大きく、マイナ保険証の導入など、複雑な手続きに煩わしさを感じました。それまでは1人で医院を運営する自信がありましたが、私の不得意な仕事をスタッフにお願いしたり、私が主導して医院経営をすることは難しいと実感するようになりました。それに追い打ちをかけるように、視力は低下し、昨年3月にはひどいぎっくり腰になり、これが決定打になりました。

ーそこから引退に向けてどのような動きを？

すでに2023年10月には知り合いに紹介されたM&A業者に登録していました。当時は2～3年かけて決めるものだと思っていましたが、ぎっくり腰になった時にレントゲンを撮ると、長年の診療中の姿勢が影響したようで、腰椎が曲がっていて「早くやめないとまずい」と思い、急いで動きました。最終的に昨年7月に譲渡先との契約を結ぶことができました。

ー患者さんの反応はいかがでしたか？

30年以上診てきた患者さんの中には、驚かされていた方もいましたが、過去5年間に来院した方にははがきでお知らせしたのと、次の先生を丁寧に紹介したこともあり、大きな混乱はありませんでした。

「患者さんに育てられた」

ー歯科医師人生を振り返っていかがですか。

一番は「患者さんに育てられた」ということで、患者さんに感謝されることを喜びに続けることができました。例えば、主人と2人で診療していた土日には、平日に忙しくて受診できない患者さんが訪れます。若いのに「どうやって食べているんだろう？」と思うような口腔状態で、そんな方もある程度咀嚼できるようになると、すごく喜んでくれます。当時は休日診療をする医院も少なく、私が49歳の時に主人が急死した後も「日曜日の診療はやめちゃいけない」と思って続けました。また、4人の子育てをしながら、亡くなった主人が徳之島出身だったので徳之島大会に参加したくて、50歳になってからトライアスロンを始めました。土日も積極的に診療していましたが、海外のレースに出場する時には1週間の休診もありました。定休日がない代わりに、臨時休診日は結構ありました。そんなことを許してくださった患者さんにも感謝の気持ちでいっぱいです。

ー診療現場から退いて、歯科への見方に変化はありましたか。

私が歯科医師になりたての頃とは違い、情報が溢れていて、大変な面も多いと思いますが、そんな中で毎日一生懸命診療していらっしや



自慢の“愛車”とー取材翌週も北海道でレース出場と、セカンドライフを謳歌する

る先生方は、本当にすごいと思います。昔はなかったような患者さんとのコミュニケーションも求められる中で、対応していくのは大変だと感じています。

ーセカンドキャリアや歯科医師を引退したあとの生活について教えてください。

海外へ歯科のボランティア活動に行きたいと思っていますが、まだ引退したばかりで予定も多く実現していません。また、6月には自転車を持ってオランダへ、7月にはロシアのバイカル湖へ行きました。これまで忙し過ぎてできなかったのが、ゆっくりトライアスロンのレースに参加したり、もっと孫と触れ合ったりする時間を増やしたいと思っています。

ー今後の目標を。

趣味のトライアスロンで、昔はスイム3.8km、バイク180kmにフルマラソンという過酷なレースにも出場し、完走していましたが、身体の故障や老化もあって今はそうはいきません。でも診療をしていた頃から嫌なことがあっても、帰り道で走っていると「しょうがないか」と切り替えられるので身体を動かすことは特別なことです。生涯現役でいたいので、整骨院やピラティスに通いながらボディメンテナンスを続けています。今まで3回出場したアイアンマンレースの最高峰のハワイ・コナの大会にもう一度出場することが目標です。

ーありがとうございました。
※後編では医院の譲渡などについて聞く予定

退き際の思考
過去の連載はHPで公開中



米・カリフォルニア州で行われた「IRONMAN Santa Rosa」で入賞
(2018年5月12日、写真中央)

戦後80年 伝えたい記憶、戦時の記録 下

1945年8月15日、先の大戦が終わり、今年80回目の夏を迎えた。戦前生まれの世代が高齢化していく中で、戦時経験が語り継がれる機会は少なくなっている。

残された時間でいかに後世に語り継いでいくか。本企画では、会員から寄せられたご本人や家族の戦争体験を投稿いただいた。8月号に続き、投稿を掲載する。

満州から中央区へ情熱と自信

藤本 浩平(56歳)

私の家は代々歯科医の家系で、私は祖父の代から数える3代目となります。

祖父は歯科医師として九州歯科大学大学院を卒業後、昭和10年代に満州に渡り、奉天(現在の瀋陽)にて家庭を持ち、現地に歯科医として終戦まで過ごしました。日本から満州に移民が行われた背景には、昭和7年(1932年)の満州国建国がありました。満州国での資源開発、都市建設は日本の国家的政策の一環として行われました。こ

の為、都市や鉄道沿線のインフラ整備に伴う医療従事者の需要に応えるべく日本政府と南満州鉄道(満鉄)は高額な給与、住居の提供、家族帯同などの便宜を図り、医療従事者を優遇して満州に招致。祖父も歯科衛生の教育を受けた若き歯科医として、九州から大陸に渡りました。

家庭的にも祖父は地方出身の次男であり、地理的に比較的近い満州を新天地として希望を持って捉えてい



引き上げ後の歯科医院で診療中の祖父

父のうた声

吉田 真理(76歳)

父は、戦争のことを話しませんでしたので私には分かりませんが、この写真を

見ますと何も言葉が出ません。陸軍軍医(中尉)として戦地に赴いた父。当時の



陸軍軍医(中尉)だった父

現地を調べてみると、激戦地となっており、多くの人が命を失ったようです。戦地では、生きて帰国できるかわからない状況で、遙か離れた故郷や父母のことを思っていたのでは

ないでしょうか。私の記憶にありますのは、父が「ブナガンソロ 清き流れ」と口ずさんでいたことです。インドネシアにある大河を歌った曲で、ゆったりとした美しいメロディーは人の心を癒してくれ、今も多くの人々に愛されているようです。

父のことを想いますと涙が出てきます。現在、戦争をしている国があり、そこでは多くの尊い命が失われます。ちょうど今年には戦後80年にあたります。恒久平和な世界であってほしいと思います。

たのではないかと思います。祖父は歯科部門を持つ南満州鉄道奉天病院に勤務していましたが、奉天は拠点都市で、満鉄病院は日本の大学病院並みの設備を備える満鉄の主要病院でした。祖父は日本人、中国人双方の歯科医療を担っており、このような環境の中で祖父は結婚し、昭和14年に父が生まれました。豊かな家庭生活を送っていたものの、4人兄弟の長男であつた父親と姉以外の兄妹たちは、幼い時期に亡くなっています。昭和20年(1945年)の敗戦後、ソ連軍の侵攻による、中国東北

部の混乱の中、家族4人で逃げるように引き揚げ船を目指し、やっとの思いで九州に戻ってきました。逃げる道の中で敵兵から金品を奪われた話を、祖父がしていたのを覚えております。帰国後、祖父は小倉、戸畑にて歯科医院を開業し、日本での生活が始まりました。6歳で帰国した父も九州歯科大学を卒業し、大学院教育の後、親子二人で診療室を営んでいました。父は当時から海外志向が強くなり、1970年代にかけて、若い歯科医の一人としてアメリカで最新の歯科医療を学ぶために渡米。インディアナ大学補綴科大学院に入学しました。大学院卒業後、フロリダ大学補綴科で教鞭をとった後、日本に帰国。やがて、東京都中央区にて開業、藤本補綴臨床研修会を通して多くの日本の臨床家に対して咬合理論、補綴治療に関する教育を行ってきました。

原水爆禁止2025年世界大会 in長崎

原爆投下80年のいま 核兵器のない世界への願い新たに



8月7〜9日、「被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を人類と地球の未来のために」をテーマに被爆80年・原水爆禁止2025年世界大会が長崎で開催された。3千人を超える参加者が集い、協会からは矢野正明理事が参加した。

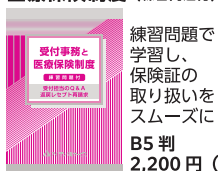
8日開催の分科会では、協会が参加している東京反核医師の会が「親と子の学びのひろば」を担当し、約60人の親子が参加。東京の被爆者団体「東友会」相談員の村田未知子氏より、原子爆弾の爆発から被害拡大、被爆者の体験と歩んできた人生について話があった。村田氏が出会った被爆者が、どのように被爆をして生き残り、家族はどうなったのか、被爆後の人生について、一人ひとりの被爆者が身近に感じられるよう語りかけた。代表委員の向山新医師が、原爆の効力や原爆症を説明すると、参加した子どもたちから「一瞬でいつもの暮らしがなくなってしまう核兵器はなくな

ったほうがいい」などの感想が寄せられた。午後は、人形アニメ映画「ながさきのうま」を上映した。上映後、子どもたちの感想には「戦争は絶対しない方がいい」「戦争を何でするの? 人形が言っていたけど本当

にその通りなのがあった。9日、長崎市長平和祈念式典に参加。鈴木史朗長崎市長が平和宣言を行い、その中で「武力には武力を」の争いを今すぐやめてください。対立と分断の悪循環で、各地で紛争が激化しています。このままでは、核戦争に突き進んでしまう。そんな人類存続の危機が、地球で暮らす私たち一人ひとりに、差し迫っているのです」と呼びかけた。その後の「ナガサキデー集会」では、各国参加者から核兵器のない世界への取り組みが紹介された。日本からは日本原水爆被害者団体協議会の田中重光氏が登壇し「地球上の市民の一人ひとり各自自身のこととして考え、核兵器も戦争もない世界に向けて共にがんばりましょう」と訴えた。

現場で役に立つ“本作り”を目指しています。

受付事務と医療保険制度 (練習問題付)



練習問題で学習し、保険証の取り扱いをスムーズに

B5判 2,200円(税込)

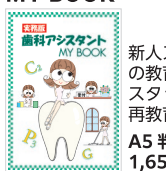
カルテの手引き



2024年6月改正に対応。保険点数のルールブック

A5判 2,530円(税込)

歯科アシスタント MY BOOK



新人スタッフの教育にスタッフの再教育に

A5判 1,650円(税込)

お求めは **アイ・デンタルサービス**

〒108-0073 東京都港区三田 3-4-6-801
☎03-3798-1778 FAX03-3798-8505

▼万が一にそなえる

グループ 生命保険

手頃な掛金で 無理なくつづける

▼ケガ・病気のリスクにそなえる

休業 保障

1口2,500円～ 入院初日からもらえる

▼安定した資産をそなえる

保険医 年金

予定利率 **1.225%** にUP!!

秋の募集キャンペーン 10月25日まで

そなえる 秋!

担当証明書を持った職員が ご説明に伺います!

<受託生命保険会社>
太陽生命、大樹生命
富国生命、明治安田生命

お問い合わせは▼こちらまで!
東京歯科保険医協会

共済部 ☎03-3205-2999

各制度の詳細は本紙9月号のチラシをご覧ください



みと会長